

静岡市中小企業組織化等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、中小企業組合の設立、運営等を支援することにより、市内の中小企業者等の振興と発展を図り、もって地域経済の活性化を図るため、静岡県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中央会が行う市内における中小企業組合の設立及び運営、中小企業者及び中小企業組合相互の情報交換等を支援する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該経費に対する静岡市以外の者から受ける補助金の額を控除した額の範囲内において市長が定める額とし、115万8,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 中央会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、中小企業組織化等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中小企業組織化等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により中央会に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 経理は厳正に執り行われなければならないこと。
- (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 中央会は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業組織化等支援事業変更・中止・廃止計画承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、中小企業組織化等支援事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第6号)により中央会に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 中央会は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該年度の末日までに、中小企業組織化等支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべ

き補助金の額を確定し、中小企業組織化等支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により中央会に通知するものとする。

（請求）

第12条 中央会は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第13条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）中央会は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）中央会は、第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）中央会は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （4）市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

中小企業組織化等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	
	名称	
申請者	代表者氏名	⑩
	連絡担当者氏名	
	電話番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市中小企業組織化等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第5条、第8条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業目的

2 事業内容

3 実施(予定)期間

様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
自己資金 補助金（静岡 市） その他補助金	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業組織化等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業組織化等支援事業については、静岡市中小企業組織化等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 静岡市補助金等交付規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる記載事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 経理は厳正に執り行われなければならないこと。
 - (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (6) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に

規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第10条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第10条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（7）（1）から（6）までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

中小企業組織化等支援事業変更・中止・廃止計画承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所 在 地
	名 称
申請者	代表者氏名
	連絡担当者氏名
	電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業組織化等支援事業の計画を次のとおり変更・中止・廃止したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業組織化等支援事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業組織化等支援事業の変更・中止・廃止について、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

様式第7号（第10条関係）

中小企業組織化等支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所 在 地
	名 称
報告者	代表者氏名
	連絡担当者氏名
	電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業組織化等支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業組織化等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した中小企業組織化等支援事業補助金の交付
について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第9号（第12条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた中小企業組織化等支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
請求者 名称
代表者氏名

㊞

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義

様式第10号（第13条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	所 在 地
	名 称
報告者	代表者氏名
	連絡担当者氏名
	電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業組織化等支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円